

平成 28 年 2 月 22 日  
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
 プラスチック容器事業部

## 四半期報告および半期報告等の提出

プラスチック製容器包装の再生処理に関する報告は下記の方法で提出してください。なお、半期報告用書式（EXCEL ファイル）は別途ダウンロードしてください。

提出書類		提出方法	受付期限
四半期報告	再商品化製品の品質測定結果(材料)	オンライン	別記
	測定機関報告書のコピー(材料)	PDF ファイルを送付	
半期報告	廃棄物管理報告	オンライン	別記
	廃プラスチックの処理方法		
	再商品化製品の販売価格		
	地域環境教育への取り組み計画の実施状況		
	使途明示		
	情報公開工夫		
その他	再生処理工場稼働予定	利用事業者から書面送付	
	再商品化製品利用証明書		

### 1. 四半期報告

材料リサイクル（白色トレイは除く）の再生処理事業者は、再商品化製品の品質測定を定期的に行い、結果を REINS オンライン画面に入力する（※）。また、品質測定機関からの報告書コピーを別途提出すること（受付期限必着）。

#### (1) 概要

	材料リサイクル
測定内容	塩素分、主成分
測定頻度	3ヶ月に1回
測定方法	再生処理ガイドライン IV
結果報告	画面に入力する
書面送付	品質測定機関の報告書コピー

注) 油化事業者は、プラスチック製容器包装再生処理ガイドラインに従って品質測定、結果報告を行うこと。

※ 再商品化製品の品質測定を複数回測定している事業者は、測定結果の平均値を REINS オンライン画面に入力すること。その場合、品質測定機関からの報告書コピーは全て提出すること。

(2) 四半期報告の対象期間・受付期限

対象期間		受付期限	
第1回	平成28年4月～平成28年6月	平成28年7月12日(火)	
第2回	平成28年7月～平成28年9月	平成28年10月12日(水)	※半期報告あり
第3回	平成28年10月～平成28年12月	平成29年1月12日(木)	
第4回	平成29年1月～平成29年3月	平成29年4月12日(水)	※半期報告あり

2. 半期報告

半期報告用書式(EXCEL ファイル)を別途ダウンロードして報告する。

(1) 廃棄物管理報告

再生処理工程で発生する残さの処分内容を、廃棄物管理表に入力する。既に別の書式で管理している場合はそちらを提出しても構わない。

- ① 廃棄物管理表/マニフェスト：報告期間中に発生した残さを、マニフェストを使用して産業廃棄物として処分した場合のマニフェストの内容を入力
- ② 廃棄物管理表/マニフェスト以外：報告期間中に発生した残さを、マニフェストを使用せず自社処理や有価販売等で処分した場合に入力

(2) 廃プラスチック類の処理方法

報告期間中に処理した残さのうち、廃プラスチック類の処分方法を入力すること。1社で複数の手法の再生処理手法を実施している場合は、手法ごとに区別して報告すること。

(3) 再商品化製品の販売価格

報告期間中に販売した再商品化製品の平均販売価格を報告すること。

(4) 地域環境教育への取り組み計画の実施状況

平成28年度再生処理事業者登録申請書 提出書類 NO.2-13「プラスチック製容器包装再生処理施設における地域環境教育への取り組み計画」(チェックリスト参照)に記載した計画の、報告期間中の実施状況、及び実施に当たって努力した事項、前年度に比べて改良した事項、苦勞した事項等を記載すること。

(5) 使途明示 (材料リサイクル優先事業者の総合的評価に使用)

再商品化製品の「使途明示」について記載下さい。

(6) 情報公開工夫 (材料リサイクル優先事業者の総合的評価に使用)

情報公開で工夫した点等を報告ください。

(7) 対象期間・受付期限

対象期間		受付期限
上半期	平成28年4月～平成28年9月	平成28年10月12日(水)
下半期	平成28年10月～平成29年3月	平成29年4月12日(水)

平成27年度の繰越分(平成28年4月～6月分)は28年度上半期報告に含めて報告。

### 3. その他

#### (1)再商品化製品利用証明書

再商品化製品を引き取った再商品化製品利用事業者には報告対象期間中の貴社製品利用実績を記載してもらおう。再商品化製品利用証明書は、利用事業者より協会(プラスチック容器事業部宛)に直接送付すること。報告書式は、REINSよりダウンロードして使用すること。

\*ケミカル事業者は、再商品化製品利用証明書を提出しなくて良い。

対象期間		受付期限
上半期	平成28年4月～平成28年9月	平成28年10月31日(月)
下半期	平成28年10月～平成29年3月	平成29年4月30日(日)

#### (2)再生処理工場稼働予定

3月と9月に再生処理工場の稼働予定日の調査を行うので、土日休日以外の平日に定期的停止を予定する場合等は必ず報告すること。